

北海道告示第10530号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年4月3日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その1)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 海外農業青年交流促進事業 農業青年の海外交流を通じて中核的農業者の育成等を図るため、予算の範囲内で補助する。	公益財団法人北海道農業公社	公益財団法人北海道農業公社が海外農業青年交流促進事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、青年交流促進事業費	定額	農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式	農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部 農政課		
2 農業・農村コンセンサス形成総合推進事業 農業・農村に対する道民の理解の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。								
(1)草の根交流促進事業	農業者が組織する団体	草の根交流促進事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第34号様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第34号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	
(2)農業・農村パートナーシップ促進事業	農業者と農業関係以外の者で組織する団体 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校 市町村教育委員会などの教育関係機関 総合振興局長又は振興局長が適当と認める団体	農業・農村パートナーシップ促進事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第34号様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第34号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	

(3) コンセンサスづくり活動推進事業	農業団体、消費者団体、経済団体等で組織する道民コンセンサスの形成に向けた取組を推進する団体が知事が適当と認める団体	コンセンサスづくり活動推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第34号様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第34号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部 農政課		
3 北海道環境保全型農業直接支援対策事業 農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図り、環境保全型農業の取組を推進するため、予算の範囲内で補助する。								
市町村推進事業	市町村	市町村が市町村推進事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 促進計画の策定に要する経費 (2) 推進・指導に要する経費 (3) 実施状況の確認に要する経費 (4) その他環境保全型農業直接支払交付金事業の実施に必要な事項に要する経費	定額	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第144号様式 その2	農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第144号様式 その2	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	
4 持続可能な農を支える クリーン農業促進事業 クリーン農業の普及拡大を図るため、クリーン農業の普及・啓発活動やYES!clean農産物PR活動等の取組に対し、予算の範囲内で補助する。	北海道クリーン農業推進協議会	北海道クリーン農業推進協議会が身近なYES!clean農産物応援推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第198号様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第198号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部 食の安全推進局食品政策課		

<p>5 そば原種ほ等設置事業 そばの原種ほ及び原原種ほを設置し優良な種子生産を行い、その品質と生産性の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>ホクレン農業協同組合連合会 公益財団法人日本特産農作物種苗協会</p>	<p>ホクレン農業協同組合連合会及び公益財団法人日本特産農作物種苗協会がそば原種ほ等設置事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、原種ほ等設置費</p>	<p>定額</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 (公益法人にあっては農政第16号様式) 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第29号様式 (公益法人にあっては農政第30号様式) 農政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部 生産振興局農産振興課</p>		
<p>6 野菜価格安定事業 野菜の流通過程における著しい安値の現出に対し、生産農家の経営安定と生産確保を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益社団法人北海道農産基金協会</p>	<p>公益社団法人北海道農産基金協会が野菜価格安定事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 資金造成円滑化事業 ア 野菜生産出荷安定資金造成事業 独立行政法人農畜産業振興機構が造成する指定野菜価格安定対策資金に対する納付金の納付に必要な経費</p> <p>イ 契約指定野菜安定供給事業 独立行政法人農畜産業振興機構が造成する契約指定野菜安定供給資金に対する納付金の納付に必要な経費</p> <p>(2) 特定野菜供給産地育成価格差補給事業 価格補給資金の造成に必要な経費</p> <p>(3) 指定野菜供給産地育成価格差補給事業 価格補給資金の造成に必要な経費</p>	<p>10分の10以内 ただし、指定野菜価格安定対策資金の1,000分の200(夏秋キャベツ、冬キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ、秋冬はくさいにあっては1,000分の175)以内の額で、対象野菜ごとに別に定める負担率を乗じて得た額の合計額を超えないこと</p> <p>10分の10以内 ただし、契約指定野菜安定供給資金の1,000分の250に相当する額を超えないこと</p> <p>特定野菜供給産地育成価格差補給資金造成額の2分の1以内</p> <p>指定野菜供給産地育成価格差補給資金造成額の2分の1以内</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (債務負担行為による補助の場合を除く。) 別に指示する様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部 生産振興局農産振興課</p>		

<p>7 産地生産基盤パワーアップ事業 農業の国際競争力の強化を図るとともに生産体制の強化を図るため、産地の高収益化に向けた取組や園芸作物等の生産基盤の強化を図るための取組に対し、予算の範囲内で補助する。</p>		<p>市町村等、地域協議会(収益性向上対策のうち効果増進事業を行う場合に限る。)が産地生産基盤パワーアップ事業を行う場合又は市町村が産地生産基盤パワーアップ事業を行う農業者等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費</p>		<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第186号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第186号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>(1) 整備事業</p>								
<p>ア 収益性向上対策 (ア) 育苗施設 (イ) 乾燥調製施設 (ウ) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (エ) 農産物処理加工施設 (オ) 集出荷貯蔵施設 (カ) 産地管理施設 (キ) 用土等供給施設 (ク) 農作物被害防止施設 (ケ) 農業廃棄物処理施設 (コ) 生産技術高度化施設 (サ) 種子種苗生産関連施設 (シ) 有機物処理・利用施設</p>	<p>別記1のとおり</p>		<p>2分の1以内 (別記2に掲げる場合にあつては、それぞれに掲げる率)</p>					
<p>イ 生産基盤強化対策 (ア) 生産技術高度化施設</p>	<p>別記1のとおり</p>		<p>2分の1以内</p>					
<p>(2) 基金事業</p>								
<p>ア 収益性向上対策のうち生産支援事業 (ア) 農業機械等の導入及びリース導入 (イ) 生産資材の導入等</p>	<p>別記3のとおり</p>		<p>(ア)の事業 導入する農業機械等の本体価格の2分の1以内 (スマート農業推進枠を活用し、スマート農業技術を円滑に導入・定着させるために必要な経費を追加して補助する場合は定額(上限100万円/取組主体))  (イ)の事業 2分の1以内</p>					

<p>イ 収益性向上対策のうち 効果増進事業 事業計画の策定及び農業 機械の導入実証に要する経 費等</p>	<p>別記5のとおり</p>		<p>定額 (2分の1相当)</p>					
<p>ウ 生産基盤強化対策 (ア) 農業用ハウスの再整 備・改修 (イ) 果樹園・茶園の再整 備・改修 (ウ) 農業機械の再整備・ 改良 (エ) 生産装置の継承・強 化に向けた取組 (オ) 生産技術の継承・普 及に向けた取組 (カ) 全国的な土づくりの 展開</p>	<p>別記6のとおり</p>		<p>(ア)、(イ)及び (ウ)の事業 2分の1以内 (イ)の事業にお いて別記4に掲 げる場合はそれ ぞれに掲げる率 又は額以内並び に永年性工芸作 物(桑、ホップ、 和紙原料作物)は 150千円/10a)</p> <p>(エ)の事業 定額</p> <p>(オ)の事業 定額 (農業機械の安 全取扱技術の向 上支援の場合は 2分の1以内で 上限5百万円/1計 画)</p> <p>(カ)の事業 定額 (堆肥等を実証的 に活用する場合 は上限30千円 /10a、ペレット 堆肥を実証的に 活用する場合は 上限35千円 /10a、堆肥散布 機械のリース導 入の場合は2分 の1以内)</p>					

<p>8 園芸産地における事業継続強化対策事業 北海道が策定する「園芸産地における事業継続推進計画」に基づき実施されるハウスの補強等への対策を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>				<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。)  農政第207号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第207号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局(全道の区域にわたり事業を行う団体については、農政部生産振興局農産振興課)</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長 (全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。)</p>	
<p>(1) 事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備</p>	<p>市町村 公社 農業者の組織する団体 地域農業再生協議会等 特認団体</p>	<p>事業継続計画の策定に係る検討会の開催や非常時の協力体制(従業員の融通)の構築に係る取組、事業継続計画の推進に向けた講習会の開催やマニュアルの策定等に要する経費又は当該補助の対象となる経費</p>	<p>定額</p>					
<p>(2) 事業継続計画の実践</p>	<p>市町村 公社 農業者の組織する団体 地域農業再生協議会等 特認団体</p>	<p>自力施工等の技術習得や災害復旧の実証、既存ハウスへの被害防止対策(ハウスの補強、防風ネットの設置、換気扇や融雪・加温装置等の設置、非常用電源の導入等)に要する経費又は当該補助の対象となる経費</p>	<p>定額 (既存ハウスへの被害防止対策については、2分の1以内)</p>					
<p>9 国際貿易協定に対応した道産牛肉生産強化・消費拡大事業 道産牛肉の魅力を広く知らしめ、国内の知名度向上と消費拡大を図るとともに、和牛の生産技術を向上させ、国内外から選ばれる「牛肉づくり」「産地づくり」を通じて国内における生産・流通基盤の強化を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>一般社団法人北海道酪農畜産協会  北海道産牛肉消費拡大強化対策実行委員会</p>	<p>1 和牛改良等生産組織のリーダー養成に向けた飼養管理技術の向上等に資する活動に要する経費 2 北海道産牛肉の道内及び道外での需要拡大に向けた推進活動に要する経費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第199号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第199号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部生産振興局畜産振興課</p>		

<p>10 農場リース円滑化事業 円滑な新規就農を推進するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益財団法人北海道農業公社</p>	<p>公益財団法人北海道農業公社が、離農者等から取得した農場の家畜飼養管理施設等の補改修等を行い、新規就農者に一定期間貸し付けた後、譲渡する事業を実施するため、公社の内部資金を充当した際に要する費用</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部生産振興局畜産振興課</p>		
<p>11 北海道めん羊生産振興事業 めん羊の優良な種畜の確保及び人工授精技術者の育成に向けた取り組みに対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>北海道めん羊協議会</p>	<p>めん羊の優良な種畜の導入試験及び人工授精技術者の育成に要する経費</p>	<p>定額</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第195号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第195号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部生産振興局畜産振興課</p>		
<p>12 北海道和牛ブランド創出推進事業 第13回全国和牛能力共進会において本道の和牛を全国にアピールすることを目的に、北海道和牛のブランド化に向けて、統一ブランド創出の取組を推進するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>一般社団法人北海道酪農畜産協会</p>	<p>北海道和牛のブランド化に向けて、一般社団法人北海道酪農畜産協会が行う以下の取組に要する経費 1 北海道和牛のブランド化に向けた検討会議の開催 2 和牛ブランド調査及びPR活動等</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部生産振興局畜産振興課</p>		

<p>13 北海道農業担い手育成センター事業 次代の農業を担う意欲と能力のある青年農業者の育成・確保を目的に、総合的な就農支援を促進するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益財団法人北海道農業公社</p>	<p>公益財団法人北海道農業公社が北海道農業担い手育成センター事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの  (1) 青年農業者等就農支援事業  ア 就農促進活動に要する経費  イ 多様な就農形態に対応した相談活動に要する経費  ウ 就農支援資金の管理に要する経費  エ 就農後のフォロー機能の向上活動に要する経費  オ 農業後継者対策の推進に要する経費  (2) 農家研修受入体制強化事業  ア 研修事故情報の普及啓発等の実施に要する経費  イ 高度な傷害補償対策の実施に要する経費  (ア) 長期研修生  期間が1年以上の農家研修を実施する研修生の傷害保険加入費の3分の2以内の助成に要する経費  (イ) 短期研修生  期間が1年未満の農家研修を実施する研修生の傷害保険加入費の3分の2以内の助成に要する経費  (3) 体制整備事業  ア 就農支援システムの整備に要する経費  イ 就農支援資金貸付けに係る貸倒引当金の積立に要する経費</p>	<p>2分の1以内 ただし、(1)のイの経費のうち、小規模農業者就農相談会に係る経費については10分の10以内  4分の3以内  2分の1以内 ただし、補助金の額は、研修生1人当たり年額6,183円を限度とする。 2分の1以内 ただし、補助金の額は、研修生1人当たり年額2,782円を限度とする。 2分の1以内 10分の10以内</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部 生産振興局技術普及課</p>		
<p>14 北海道就農支援資金償還免除事業 次代の農業を担う意欲と能力のある青年農業者の育成の確保を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益財団法人北海道農業公社</p>	<p>公益財団法人北海道農業公社が北海道就農支援資金償還免除事業を行う場合における当該事業の実施に要する経費</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部 生産振興局技術普及課</p>		



<p>15 農地売買支援事業 農業経営の規模拡大、農地の集団化及び農地保有の合理化を促進するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）附則第3条に規定する旧農地保有合理化法人</p>	<p>農地中間管理機構等が農地売買支援事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1)農地売買支援事業等推進費 農用地等の売買業務、農用地等の信託引受・売渡等業務に要する次の経費 ア 契約書及び許可申請書作成費 イ 契約及び許可申請書等関係資料作成費 ウ 登記申請書 エ 登記関係証明資料作成費 オ 対価賃借料徴収支払関係費 カ 財産管理費 キ 測量費 ク 通信費 ケ 旅費 コ 年間計画樹立費 サ 固定資産税 シ 収入印紙税 ス 登録免許税 セ 金銭消費貸借契約費 ソ 連携強化活動費 なお、上記ア、イ及びエの経費を賃金として執行する場合は、事務補助に従事するアルバイト賃金に限る。 (2)法人経営出資育成事業推進費 農用地等の出資等業務に要する経費</p>	<p>10分の6以内</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第58号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第58号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部 農業経営局 農業経営課</p>		
---	---	--	----------------	--	---	---	--	--

<p>16 北海道農地中間管理機構事業</p> <p>担い手へ農地集積と集約化を支援し、農業の競争力強化のために不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>						<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部 農業経営局 農業経営課</p>		
<p>(1) 北海道農地中間管理機構事業</p>	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構</p>	<p>農地中間管理機構が北海道農地中間管理機構事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)借受農地管理等事業 借り受けた農用地等に要する経費</p> <p>ア 賃料 イ 保全管理経費 ウ 研修用の農業用ハウスの資材費・設置費</p> <p>(2)農地中間管理機構運営事業 機構の運営に必要な経費</p> <p>ア 謝金 イ 旅費 ウ 事務等経費 エ 備品費 オ 委託費 カ 公課費 キ 測量費 ク 予納金 ケ その他の経費</p>	<p>定額 ただし、新規就農者の研修に供する目的及び新規就農者に転貸する目的で借り受けた農用地等の賃料は9.5/10以内（当該農用地等に遊休農地又は所有者不明農地を含む場合は除く）、その他の農用地等の賃料及び保全管理経費は8/10以内</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第173号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第173号様式</p>			
<p>(2) 遊休農地解消緊急対策事業</p>	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構</p>	<p>農地中間管理機構が遊休農地解消緊急対策事業を行う場合における当該事業に要する経費</p>	<p>定額 ただし、上限単価を10アール当たり43千円とする。</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第218号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第218号様式</p>			

<p>17 農業経営基盤強化資金利子補給事業 経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村</p>	<p>市町村が農業経営基盤強化資金を借り入れた農業者に対し利子助成を行う場合における当該利子助成に要する経費</p>	<p>別記7のとおり</p>	<p>農政第18号様式 農政第37号様式</p>		<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	<p>実績報告は要しない。</p>
<p>18 大家畜経営活性化資金利子補給事業 酪農経営及び肉用牛経営の活性化に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村</p>	<p>市町村が融資機関から酪農経営又は肉用牛経営を行う農家に融通された大家畜経営活性化資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費</p>	<p>市町村が行う当該利子補給の対象となった融資機関ごとの融資残高につき次の割合で計算した額以内 (1)平成10年度及び平成11年度に貸し付けられたものにあつては年0.107パーセント (2)平成12年度に貸し付けられたものにあつては、年0.112パーセント</p>	<p>農政第10号様式 農政第11号様式 農政第18号様式</p>		<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	<p>実績報告は要しない。</p>
<p>19 大家畜経営改善支援資金利子補給事業 酪農経営及び肉用牛経営の改善に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村</p>	<p>市町村が融資機関から酪農経営又は肉用牛経営を行う農家に融通された大家畜経営改善支援資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費</p>	<p>市町村が行う当該利子補給の対象となった融資機関ごとの融資残高につき年0.12パーセントの割合で計算した額以内</p>	<p>農政第10号様式 農政第11号様式 農政第18号様式</p>		<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	<p>実績報告は要しない。</p>
<p>20 大家畜特別支援資金利子補給事業 酪農経営及び肉用牛経営の改善に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村</p>	<p>市町村が融資機関から酪農経営又は肉用牛経営を行う農家に融通された大家畜特別支援資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費</p>	<p>市町村が行う当該利子補給の対象となった融資機関ごとの融資残高につき年0.12パーセントの割合で計算した額以内</p>	<p>農政第10号様式 農政第11号様式 農政第18号様式</p>		<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	<p>実績報告は要しない。</p>

<p>21 軽種馬経営強化改善資金利子補給事業 軽種馬経営の体質強化・安定を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	市町村	市町村が融資機関から軽種馬経営を行う農家に融通された軽種馬経営強化改善資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費	市町村が行う当該利子補給の対象となった融資機関ごとの融資残高につき年0.12パーセントの割合で計算した額以内	農政第10号様式 農政第11号様式 農政第18号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	実績報告は要しない。
<p>22 畜産経営維持緊急支援資金利子補給事業 酪農経営及び肉用牛経営の改善に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	市町村	市町村が融資機関から酪農経営又は肉用牛経営を行う農家に融通された畜産経営維持緊急支援資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費	市町村が行う当該利子補給の対象となった融資機関ごとの融資残高につき年0.12パーセントの割合で計算した額以内	農政第10号様式 農政第11号様式 農政第18号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	実績報告は要しない。
<p>23 畜産特別支援資金利子補給事業 酪農経営及び肉用牛経営の改善に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>								
<p>(1) 大家畜特別支援資金（平成25年対策）利子補給事業</p>	市町村	市町村が融資機関から酪農経営又は肉用牛経営を行う農家に融通された大家畜特別支援資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費	市町村が行う当該利子補給の対象となった融資機関ごとの融資残高につき年0.12パーセントの割合で計算した額以内 (ただし、平成29年度に貸し付けられたものにあつては、年0.125パーセント)	農政第10号様式 農政第11号様式 農政第18号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	実績報告は要しない。
<p>(2) 畜産経営改善緊急支援資金利子補給事業</p>	市町村	市町村が融資機関から酪農経営又は肉用牛経営を行う農家に融通された畜産経営改善緊急支援資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費	市町村が行う当該利子補給の対象となった融資機関ごとの融資残高につき年0.12パーセントの割合で計算した額以内	農政第10号様式 農政第11号様式 農政第18号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	実績報告は要しない。

<p>24 畜産特別資金利子補給事業 酪農経営及び肉用牛経営の改善に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村</p>	<p>市町村が融資機関から酪農経営又は肉用牛経営を行う農家に融通された畜産特別資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費</p>	<p>市町村が行う当該利子補給の対象となった融資機関ごとの融資残高につき年0.125パーセントの割合で計算した額以内 (ただし、令和元年度及び令和4年度に貸し付けられたものにあつては、年0.12パーセント)</p>	<p>農政第10号様式 農政第11号様式 農政第18号様式</p>		<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	<p>実績報告は要しない。</p>
<p>25 畜産経営体質強化支援資金利子補給事業 意欲ある畜産経営の改善に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村</p>	<p>市町村が融資機関から酪農経営又は肉用牛経営を行う農家に融通された畜産経営体質強化支援資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費</p>	<p>市町村が行う当該利子補給の対象となった融資機関ごとの融資残高につき年0.12パーセントの割合で計算した額以内</p>	<p>農政第10号様式 農政第11号様式 農政第18号様式</p>		<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	<p>実績報告は要しない。</p>

<p>26 国土調査事業 国土調査法に基づき、地籍の明確化を図る調査を行うため、予算の範囲内で補助する。</p>	市町村	<p>市町村が国土調査事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げる経費  ア 直接経費（委託作業及び直営作業を実施するために直接必要な経費）  報酬、給料、職員手当等、報償費、需用費、旅費、使用料及び賃借料、安全費、精度管理費、委託料、備品費  イ 附帯経費（調査に附帯する事務に必要な経費）  報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料、備品費、共済費、災害補償費、役務費、補償補填及び賠償金、公課費</p>	4分の3以内	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第35号様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第35号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部 農業経営局農地調整課</p>		
<p>27 北海道多面的機能支払事業 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>								
<p>(1) 農地維持支払事業</p>	市町村	<p>市町村が農地維持支払交付金を交付する場合における当該交付に要する経費</p>	4分の3以内	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第175号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第175号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	総合振興局長 又は振興局長	
<p>(2) 資源向上支払事業</p>	市町村	<p>市町村が資源向上支払交付金を交付する場合における当該交付に要する経費</p>	4分の3以内	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第175号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第175号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	総合振興局長 又は振興局長	

<p>(3) 推進活動支援事業</p>	<p>市町村又は北海道日本型直接支払推進協議会（地方公共団体、農業関係団体等で構成される組織で知事が適当と認める団体）</p>	<p>市町村又は北海道日本型直接支払推進協議会が推進活動支援事業を行う場合における当該事務に要する経費</p>	<p>定額</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が北海道日本型直接支払推進協議会である場合に限る。）  農政第175号様式 （申請者が市町村である場合に限る。）  農政第176号様式 （申請者が北海道日本型直接支払推進協議会である場合に限る。）  別に指示する様式</p>	<p>農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第175号様式 （申請者が市町村である場合に限る。）  農政第176号様式 （申請者が北海道日本型直接支払推進協議会である場合に限る。）  別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局（申請者が北海道日本型直接支払推進協議会である場合は農政部長農村振興局農村設計課）</p>	<p>総合振興局長又は振興局長（申請者が市町村である場合に限る。）</p>	
<p>28 次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業 農業生産を支える基盤整備に係る農業者の負担を軽減し、整備の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村</p>	<p>市町村が次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業を行う場合における当該事業に要する経費</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局又は振興局</p>	
<p>29 水利施設管理強化事業 国営造成施設等の管理について、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の発揮を確保するため、予算の補助内で補助する。</p>	<p>市町村</p>	<p>市町村が、国営造成施設及びこれと一体不可分な附帯道造成施設を管理する土地改良区等を対象として行う農業水利施設の有する多面的機能の発揮に要する経費</p>	<p>100分の75以内</p>	<p>農政第20号様式 農政第101号様式 その1</p>	<p>農政第31号様式 農政第101号様式 その1 農政第112号様式 その2</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	

<p>30 基幹水利施設管理事業</p> <p>基幹水利施設について地域の農業情勢等の変化に対応した管理を支援するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村</p>	<p>市町村が基幹水利施設管理事業を行う場合における当該事業に要する経費</p>	<p>100分の60以内 (流域治水対策を実施する施設の場合にあっては、30分の19以内)</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第112号様式 その2</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>31 土地改良区総合強化対策事業</p> <p>土地改良区の統合整備及び土地改良施設に係る維持管理体制の再編整備等を促進することにより、土地改良区の組織運営基盤の強化を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>土地改良区</p>	<p>土地改良区が土地改良区総合強化対策事業を行う場合における統合再編整備事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1)統合整備 ア 計画樹立に要する経費 イ 附帯施設整備に要する経費 (2)管理再編整備 ア 計画樹立に要する経費 イ 附帯施設整備に要する経費</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第112号様式 その3</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>32 土地改良施設維持管理適正化事業</p> <p>土地改良施設の適正な維持管理、機能の保持及び耐用年数の確保を図るとともに、国土強靱化、脱炭素及びICTの有効活用に資するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>北海道土地改良事業団体連合会</p>	<p>北海道土地改良事業団体連合会が土地改良施設維持管理適正化事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げる事業に要する全国土地改良事業団体連合会に拠出する拠出金 (1)整備補修事業 (2)施設改善対策事業 (3)安全管理施設整備対策事業 (4)防災減災機能等強化事業</p>	<p>(1)、(2)及び(3)の事業 2分の1以内 (4)の事業 5分の2以内</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部農村振興局農業施設管理課</p>		
<p>33 土地改良区体制強化事業</p> <p>土地改良施設の円滑な管理及び換地事務の適正な推進等を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>北海道土地改良事業団体連合会</p>	<p>北海道土地改良事業団体連合会が土地改良区体制強化事業を行う場合における次の事業に要する経費 (1)施設・財務管理強化対策 (2)受益農地管理強化対策 (3)研修・人材育成</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部農村振興局農業施設管理課</p>		
<p>34 土地改良負担金償還対策事業</p> <p>土地改良事業の負担金の円滑な償還を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公募団体（農林水産省農村振興局長が別に選定した団体（事務の一部を他の団体に委託した場合は、その団体。）をいう。以下この項において同じ。）</p>	<p>公募団体が融資機関から土地改良区等に融通された平準化資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費</p>	<p>公募団体が交付する当該利子補給費につき融資機関ごとの当該利子補給の対象となった融資残高につき別記8に掲げる利子補給率の割合で計算した額の2分の1以上</p>	<p>農政第18号様式 農政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部農村振興局農業施設管理課</p>		



<p>35 担い手育成支援事業 土地改良事業の負担金の軽減を通じ、土地改良事業の円滑な推進や担い手の育成を支援するとともに、土地利用の高度化を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公募団体（農林水産省農村振興局長が別に選定した団体（事務の一部を他の団体に委託した場合、その団体。）をいう。以下この項において同じ。）</p>	<p>公募団体が担い手育成支援事業を行う場合における当該事業に要する経費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部 農村振興局 農業施設管理課</p>		
<p>36 経営体育成促進換地等調整事業 農業競争力強化農地整備事業の実施予定地区において、事業着手後における換地計画の樹立及び換地処分の円滑な実施を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村 土地改良区 農業協同組合</p>	<p>市町村、土地改良区及び農業協同組合が経営体育成促進換地等調整事業を行う場合における当該事業に要する経費</p>	<p>100分の50以内（別記9に掲げる場合にあつては、100分の55以内）</p>	<p>農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 農政第101号様式 その1</p>	<p>農政第31号様式 農政第101号様式 その1 農政第105号様式 農政第108号様式 農政第112号様式 その1</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>37 土地改良施設突発事故復旧事業 土地改良事業等によって造成された施設について、突発事故により機能の低下又は喪失が生じた場合における機能回復を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村 土地改良区 土地改良区連合</p>	<p>市町村、土地改良区又は土地改良区連合が管理する次の土地改良施設において突発事故被害により機能が低下又は喪失した場合における安全確保又は暫定的な機能確保の措置、従前の効用回復のための措置及び緊急応急工事を行う場合に要する経費 (1)パイプライン、揚水機場、排水機場、開水路、水路トンネル・暗きょ、水門、水管理施設（中央管理所）、貯水池（ダム）、貯水池（ため池その他）、頭首工、干拓  (2)地下水利用施設、農道、その他の工種</p>	<p>(1)にあつては、100分の71以内（ただし、特別豪雪地帯、急傾斜畑地帯及び指定棚田地域を除き別記9に掲げる場合にあつては、100分の76以内）  (2)にあつては、100分の51以内（ただし、特別豪雪地帯、急傾斜畑地帯及び指定棚田地域を除き別記9に掲げる場合にあつては、100分の56以内）</p>	<p>農政第20号様式 農政第101号様式 その1</p>	<p>農政第31号様式 農政第101号様式 その1 農政第105号様式から農政第107号様式 農政第109号様式から農政第111号様式まで 農政第112号様式 その1 農政第113号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	

<p>38 農業水路等長寿命化・防災減災事業 農業水利施設の長寿命化、水管理労力軽減や維持管理コスト低減、機能回復、事故防止及びため池の保全・避難対策等の取組を支援するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村 土地改良区 知事が適当と認める者</p>	<p>市町村、土地改良区等が農業水利施設に対し次の対策等を行う場合に要する経費 (1)長寿命化対策 ア 水利施設整備 イ 機能保全計画策定等 ウ 実施計画策定 エ 水利用調査・調整 オ 耐震性点検・調査 (2)自然災害等対策 ア ため池整備 イ 湛水防除 ウ 地盤沈下対策 エ 農業用排水施設整備 オ 土砂崩壊防止 カ 特定農業用管水路等特別対策 キ 農業用河川工作物応急対策 ク 水質保全対策 ケ 利活用保全 コ 機能保全計画策定等 サ 実施計画策定 シ 耐震性点検・調査 (3)危機管理対策 ア 危機管理システム等整備 (4)ため池防災環境整備 ア 緊急的な防災対策 イ 地域防災上のリスク除去 ウ ハード整備の着手促進 (5)ため池の保全・避難対策 ア ハザードマップ作成 イ 監視・管理体制の強化 ウ 減災対策の実施 (6)施設情報整備・共有化対策 ア 農業水利施設情報等の地理情報システム化</p>	<p>別記10のとおり</p>	<p>農政第20号様式 農政第32号様式 農政第101号様式 その1</p>	<p>農政第31号様式 農政第101号様式 その1 農政第105号様式 から農政第107号 様式 農政第109号様式 から農政第111号 様式 農政第112号様式 その1 農政第113号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>
---	-------------------------------------	--	-----------------	--	---	--	--------------------------

<p>39 水利施設等保全高度化事業 (水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)) 施設管理者が行う基幹水利施設の整備や長寿命化のための補修・補強等の取組を支援するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村</p>	<p>市町村が国営造成施設及び道営造成施設に対し機能保全計画等に基づく対策工事を行う場合に要する経費</p>	<p>100分の68以内</p>	<p>農政第20号様式 農政第101号様式 その1</p>	<p>農政第31号様式 農政第101号様式 その1 農政第105号様式から農政第107号様式まで 農政第109号様式から農政第111号様式まで 農政第112号様式 その1 農政第113号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>40 水利施設等保全高度化事業 (水利施設整備事業(洪水調節機能強化型)) 既存の農業用ダムを活用した洪水調節機能強化のための施設整備やシステム整備等に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村 土地改良区 土地改良区連合</p>	<p>市町村、土地改良区等が農業水利施設に対し次の対策等を行う場合に要する経費 (1) 農業用排水施設整備事業 (2) 堆砂対策事業 (3) 緊急水管理システム整備事業</p>	<p>100分の71以内 ( (3)の事業を実施する場合、定額)</p>	<p>農政第20号様式 農政第32号様式 農政第101号様式 その1</p>	<p>農政第31号様式 農政第101号様式 その1 農政第105号様式から農政第107号様式まで 農政第109号様式から農政第111号様式まで 農政第112号様式 その1 農政第113号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	

<p>41 水利施設等保全高度化事業 (農業経営高度化支援事業) 農業生産基盤整備事業等の 実施に伴い、担い手及び中心 経営体への農地集積に係る支 援等を一体的に実施するた め、予算の範囲内で補助す る。</p>				<p>農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町 村である場合を 除く。) 農政第51号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第51号様式 農政第105号様式 農政第108号様式 農政第112号様式 その1</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指 示する 日 提出先 総合振 興局又 は振興 局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>(1) 畑地帯総合整備事業(畑 地帯総合整備型)</p>								
<p>ア 高度土地利用調整事業 (調査・調整事業)</p>	<p>市町村 土地改良区 農業協同組合 農地所有適格法 人 特定農業法人</p>	<p>市町村、土地改良区等が高度土地利用調 整事業のうち、調査・調整事業を行う場合 における当該事業に要する経費</p>	<p>100分の52以内 (別記9に掲げ る場合にあつて は、100分の55以 内) (別記11に掲げ る額を限度とす る。)</p>					
<p>イ 農業経営高度化促進事業 (中心経営体農地集積促 進事業)</p>	<p>市町村 土地改良区</p>	<p>市町村、土地改良区が農業経営高度化促 進事業のうち、中心経営体農地集積促進事 業を行う場合における当該事業に要する経 費</p>	<p>100分の52以内 (別記9に掲げ る場合にあつて は、100分の55以 内) (別記12に掲げ る額を限度とす る。)</p>					
<p>ウ 耕地利用高度化推進事業</p>	<p>市町村 土地改良区</p>	<p>市町村、土地改良区が耕地利用高度化推 進事業を行う場合における当該事業に要す る経費</p>	<p>100分の52以内 (別記9に掲げ る場合にあつて は、100分の55以 内) (別記13に掲げ る額を限度とす る。)</p>					

(2) 畑地帯総合整備事業(畑地帯総合整備中山間地域型)								
ア 高度土地利用調整事業(調査・調整事業)	市町村 土地改良区 農業協同組合 農地所有適格法人 特定農業法人	市町村、土地改良区等が高度土地利用調整事業のうち、調査・調整事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の55以内 (別記11に掲げる額を限度とする。)					
イ 農業経営高度化促進事業(中心経営体農地集積促進事業)	市町村 土地改良区	市町村、土地改良区が農業経営高度化促進事業のうち、中心経営体農地集積促進事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の55以内 (別記12に掲げる額を限度とする。)					
ウ 耕地利用高度化推進事業	市町村 土地改良区	市町村、土地改良区が耕地利用高度化推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の55以内 (別記13に掲げる額を限度とする。)					
(3) 水利施設整備事業(農地集積促進型)								
ア 高度土地利用調整事業(調査・調整事業)	市町村 土地改良区 農業協同組合 農地所有適格法人 特定農業法人	市町村、土地改良区等が高度土地利用調整事業のうち、調査・調整事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の50以内 (別記9に掲げる場合にあつては、100分の55以内) (別記11に掲げる額を限度とする。)					
イ 農業経営高度化促進事業(中心経営体農地集積促進事業)	市町村 土地改良区	市町村、土地改良区が農業経営高度化促進事業のうち、中心経営体農地集積促進事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の50以内 (別記9に掲げる場合にあつては、100分の55以内) (別記12に掲げる額を限度とする。)					
ウ 耕地利用高度化推進事業	市町村 土地改良区	市町村、土地改良区が耕地利用高度化推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の50以内 (別記9に掲げる場合にあつては、100分の55以内) (別記13に掲げる額を限度とする。)					

<p>42 畜産担い手育成総合整備事業 飼料生産基盤の整備を行うことにより、担い手を主体とした畜産主産地の形成又は再編整備等を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益財団法人北海道農業公社</p>	<p>公益財団法人北海道農業公社が畜産担い手育成総合整備事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 畜産担い手総合整備型再編整備事業 (1) 草地整備改良に要する経費 (2) 関連草地造成改良に要する経費 (3) 草地等の基盤整備改良に要する経費 (4) 農業用施設整備に要する経費 (5) 農機具等導入に要する経費</p> <p>2 草地整備利用促進事業 (1) 定率補助 ア 草地整備改良に要する経費 イ 用排水施設整備に要する経費 ウ 雑用水施設整備に要する経費</p> <p>(2) 定額助成 ア 区画拡大に要する経費 イ 暗渠排水に要する経費 ウ 湧水処理に要する経費 エ 客土に要する経費 オ 除礫に要する経費 カ 隔障物整備に要する経費</p>	<p>100分の50以内 ただし、草地整備改良、関連草地造成改良の工種に係る経費については100分の64以内</p> <p>100分の50以内</p> <p>別記14のとおり</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第132号様式 農政第132号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第132号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>
<p>43 畜産環境整備事業 総合的な畜産経営の環境整備を行うことにより、地域畜産の持続的発展と生活環境の改善を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益財団法人北海道農業公社</p>	<p>公益財団法人北海道農業公社が畜産環境整備事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 基本施設整備費 (2) 利用施設整備費 ア 家畜排せつ物処理施設の整備費 イ 地域有機質残さ等一体高度処理施設の整備費 ウ エネルギー等副産物利用処理施設の整備費 エ 家畜排せつ物燃焼処理施設の整備費 オ 地域有機質残さ飼料化施設の整備費 カ 水質汚染防止施設の整備費 キ バイオ燃料生産・活用農業用機械施設の整備費 ク たい肥土壌分析施設の整備費 ケ 水分調整資材収集製造施設等の整備費 コ サイレージ用ラップ等廃棄物処理施設の整備費 サ 電気導入施設の整備費 シ その他施設の整備費 (7) 農機具庫の整備費 (イ) 家畜保護施設の整備費 (ウ) 周辺環境施設の整備費 ス ストックマネジメント事業の整備費</p>	<p>100分の50以内 (畜産高密度地域かつ環境負荷脆弱地域におけるエネルギー等副産物利用処理施設、家畜排せつ物燃焼処理施設及びバイオ燃料生産・活用農業用機械施設の整備については、100分の55以内。その他施設の整備については、1/3以内。)</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第155号様式 農政第155号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第155号様式 農政第155号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>

44 農地整備事業（農業経営高度化支援事業） 農業生産基盤整備事業等の実施に伴い、担い手及び中心経営体への農地集積に係る支援等を一体的に実施するため、予算の範囲内で補助する。				農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 農政第51号様式 別に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第51号様式 農政第105号様式 農政第108号様式 農政第112号様式 その1	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	
(1) 経営体育成型								
ア 高度土地利用調整事業 （調査・調整事業）	市町村 土地改良区 農業協同組合 農地所有適格法人 特定農業法人	市町村、土地改良区、農業協同組合、農地所有適格法人又は特定農業法人が高度土地利用調整事業のうち、調査・調整事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の50以内 （別記9に掲げる場合にあつては、100分の55以内） （別記11に掲げる額を限度とする。）					
イ 中心経営体農地集積促進事業	市町村 土地改良区	市町村又は土地改良区が中心経営体農地集積促進事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の50以内 （別記9に掲げる場合にあつては、100分の55以内） （別記15に掲げる額を限度とする。）					
ウ 耕地利用高度化推進事業	市町村	市町村が耕地利用高度化推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の50以内 （別記9に掲げる場合にあつては、100分の55以内） （別記16に掲げる額を限度とする。）					
(2) 中山間地域型								
ア 高度土地利用調整事業 （調査・調整事業）	市町村 土地改良区 農業協同組合 農地所有適格法人 特定農業法人	市町村、土地改良区、農業協同組合、農地所有適格法人又は特定農業法人が高度土地利用調整事業のうち、調査・調整事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の55以内 （別記11に掲げる額を限度とする。）					
イ 中心経営体農地集積促進事業	市町村 土地改良区	市町村又は土地改良区が中心経営体農地集積促進事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の55以内 （別記15に掲げる額を限度とする。）					

ウ 耕地利用高度化推進事業	市町村	市町村が耕地利用高度化推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の55以内 (別記16に掲げる額を限度とする。)						
(3) 国営事業促進型 中心経営体農地集積促進事業	市町村 土地改良区	市町村又は土地改良区が中心経営体農地集積促進事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の50以内 (別記9に掲げる場合にあつては、100分の55以内) (別記17に掲げる額を限度とする。)						
45 中山間地域所得確保推進事業 中山間地域において、農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編等、地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村	所得確保計画の策定・実践に係る経費のうち、次に掲げるもの(1)～(4)は選択項目、(5)及び(6)は必須 (1) マーケット調査(国内市場・海外輸出) (2) 消費者動向調査 (3) 生産・加工・流通・販売・現状分析 (4) 生産・販売戦略の検討 (5) 所得確保計画の作成 (6) 計画の実践	定額	農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式	農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長		
46 農村整備事業(農業集落排水施設整備事業) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図るため、農業集落における汚水等を処理する施設の整備等について、予算の範囲内で補助する。	市町村 一部事務組合 土地改良区 農業協同組合等の農業法人 農業者等が組織する団体であつて知事が適当と認める者	市町村、一部事務組合等が農業集落排水施設整備事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 強靱化型 既設の農業集落排水施設について、最適整備構想又は維持管理適正化計画に基づき実施する耐震、浸水、停電対策、管理システム整備等の施設の目的を達成するために必要な改築又は撤去に要する経費 (2) 高度化型 維持管理の効率化・適正化に向けた新技術導入に取り組む施設の整備、改築又は撤去に要する経費 (3) 調査計画策定 農業集落排水施設の諸条件について調査等を行い、施設整備に必要な事業計画の策定に要する経費	100分の50  100分の50  100分の50	農政第20号様式 農政第101号様式 その1 別に指示する様式	農政第31号様式 農政第101号様式 その1 農政第105号様式 から農政第111号様式まで 農政第112号様式 その1 農政第113号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長		



<p>47 農村整備事業（計画策定等事業） 農村インフラ施設の保全・強化等により農村の持続性向上を図るため、点検・診断、調査、再編・集約及び維持管理の効率化等の検討並びに機能保全計画の策定に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村 一部事務組合 土地改良区 農業協同組合等の農業法人 農業者等が組織する団体であって知事が適当と認める者</p>	<p>市町村、一部事務組合等が計画策定等事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>（１）施設計画策定事業 施設の再編・集約、維持管理の効率化・適正化、農業生産性の向上等を目的とし、事業の実施に必要な地域の諸条件等の調査及び技術的検討を行い、当該事業に必要な整備方針の策定に要する経費</p> <p>（２）機能保全計画策定事業 施設の点検・機能診断、老朽化対策・災害対策等の検討を含む機能保全計画の策定に要する経費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	<p>農政第20号様式 農政第101号様式 その1 別に指示する様式</p>	<p>農政第31号様式 農政第101号様式 その1 農政第105号様式から農政第111号様式まで 農政第112号様式 その1 農政第113号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	
<p>48 北海道農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策） 農村地域における農業農村インフラの管理の省力化・高度化を図るとともに、地域活性化やスマート農業の実装を促進するための情報通信環境の整備を支援する。</p>	<p>市町村 地方公共団体の一部事務組合 農業協同組合 農業協同組合連合会 土地改良区 土地改良区連合 農業者の組織する団体 地方公共団体等が出資する法人 又は地域協議会</p>	<p>（１）計画策定事業に要する経費 情報通信環境整備に必要な調査、計画策定、専門家の派遣・ワークショップの実施に要する経費</p> <p>（２）施設整備事業に要する経費 ア 農業農村インフラの管理の省力化、高度化に必要な光ファイバ、無線基地局及び通信子機等の整備に要する経費 イ 上記の通信施設を地域活性化の取組やスマート農業の導入に活用するために必要となる付帯施設の整備に要する経費</p>	<p>（１）定額</p> <p>（２）2分の1 （中山間地域等にあつては10分の5.5）</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。）</p>	<p>農政第2号様式 農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	
<p>49 農地農業用施設災害復旧事業 農地及び農業用施設の災害復旧事業を行い、農業の維持及び経営の安定を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村 土地改良区 農業協同組合 知事が適当と認める者</p>	<p>市町村、土地改良区、農業協同組合等が農地又は農業用施設の災害復旧事業を行う場合における当該事業に要する経費</p>	<p>別記18のとおり</p>	<p>農政第20号様式 農政第102号様式</p>	<p>農政第31号様式 農政第102号様式 農政第105号様式から農政第111号様式まで 農政第112号様式 その1 農政第113号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	
<p>50 農地農業用施設災害復旧事業査定設計委託事業 激甚災害に係る農地及び農業用施設の復旧事業の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村 土地改良区 農業協同組合 その他土地改良事業を行う者</p>	<p>市町村、土地改良区、農業協同組合等が農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る災害復旧事業計画概要書を作成する場合における当該作成に要した経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>（１）委託費 （２）請負費</p>	<p>10分の5</p>	<p>農政第31号様式 農政第114号様式</p>		<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	<p>実績報告書は要しない。</p>

51 北海道軽種馬振興対策事業 軽種馬の振興と北海道が行 う地方競馬の円滑な運営を 図るため、予算の範囲内で補助 する。	一般社団法人北海道軽種馬振興 公社	一般社団法人北海道軽種馬振興公社が北 海道軽種馬振興対策事業を行う場合におけ る当該事業の要する経費のうち、公租公課 の支払に要する経費	10分の10以内	農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式	農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指 示する 日 提出先 農政部 競馬事 業室			
52 北海道地方競馬協力団体事 業 北海道が行う地方競馬の円 滑な運営を図るため、予算の 範囲内で補助する。				農政第2号様式 農政第15号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第66号様式	農政第2号様式 農政第30号様式 農政第31号様式 農政第66号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指 示する 日 提出先 農政部 競馬事 業室			
(1) 公社補助金	一般社団法人北海道軽種馬振興 公社	一般社団法人北海道軽種馬振興公社が北 海道地方競馬協力団体事業を行う場合にお ける当該事業に要する経費のうち、次に掲 げるもの (1) 職員人件費 (2) 事業推進事務費 (3) 施設等整備費	10分の10以内						
(2) 馬主会補助金	一般社団法人北海道馬主会	一般社団法人北海道馬主会が北海道地方 競馬協力団体事業を行う場合における当該 事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 競馬協力事業費 (2) 調査研修事業費 (3) 競馬公正対策事業費 (4) 事業推進事務費	10分の10以内 2分の1以内 10分の10以内 2分の1以内						
(3) 調騎会補助金	北海道調騎会 (北海道地方競 馬関係者で構成 される団体で知 事が適当と認め る団体)	北海道調騎会が北海道地方競馬協力団体 事業を行う場合における当該事業に要する 経費のうち、次に掲げるもの (1) 競馬協力事業費 (2) 事故共済事業費 (3) 調査研修事業費 (4) 競馬公正対策事業費	10分の10以内 2分の1以内 2分の1以内 10分の10以内						
(4) 厩務員会補助金	北海道厩務員会 (北海道地方競 馬関係者で構成 される団体で知 事が適当と認め る団体)	北海道厩務員会が北海道地方競馬協力団 体事業を行う場合における当該事業に要す る経費のうち、次に掲げるもの (1) 競馬協力事業費 (2) 調査研修事業費 (3) 競馬公正対策事業費	10分の10以内						

<p>53 道産畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業 道内畜産物の輸出拡大に向けて、畜産物の生産者等、食肉処理施設等、輸出事業者の3者を構成員とする「畜産物輸出コンソーシアム」の設立・運営等の取組を支援するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>畜産物の生産者等、食肉処理施設等（食肉処理施設、食鳥処理施設、鶏卵処理施設又は乳業者）、輸出事業者の3者を構成員とするコンソーシアムであり、畜産5品目（牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵及び牛乳乳製品）のいずれかを対象として輸出促進に取り組むもの</p>	<p>補助対象者が次に掲げる道産畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業を行う場合の経費</p> <p>(1) 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援 (2) 動物福祉対応及び血斑発生低減に向けた取組支援 (3) 鶏肉のサルモネラ菌低減に向けた取組支援 (4) 新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成支援 (5) 畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証等支援</p>	<p>(1) 定額 牛肉：20,000千円/コンソーシアム 牛肉以外：10,000千円/コンソーシアム ただし、(4)の事業に取り組む事業実施主体が事業実施年度中にコンソーシアムを構築し(1)の事業に取り組む場合は(1)の事業の補助上限額から(4)の事業の補助金額を除いた額を上限とする。また、やむを得ない事情があり、これを越えて施行する必要があると特に認める場合は、別途協議の上、追加交付できるものとする</p> <p>(2) 定額 ただし、(2)のうち、頭絡による家畜の取扱い及び血斑低減のための取組を実施する場合は、令和5年2月14日以降の牛（ホルスタイン種の雌を除く。）のと畜頭数に応じて、4,900円/頭であり、当該食肉処理施設における令和3年度のと畜頭数を上限とする。 また(2)のうち、血斑低減のための食肉処理施設の設備の改良、導入を実施する場合は、2分の1以内とし、1事業実施</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 提出期限 提出先</p> <p>1部 別に指示する日 農政部 生産振興局畜産振興課</p>	
--	--	--	--	---	---	---	--

主体あたりの補助金要望額は1千万円を上限とする。

(3) 2分の1以内

(4) 定額  
牛肉：10,000千円/コンソーシアム  
牛肉以外：5,000千円/コンソーシアム  
ただし、やむを得ない事情があり、これを越えて施行する必要があると特に認める場合は、別途協議の上、追加で交付できるものとする。  
ただし、5,000千円/コンソーシアム（牛肉の場合は10,000千円/コンソーシアム）を上限とする。

(5) 2分の1